

21.54

個人事業者が商号等の名義により出願
したときの出願人の補正について

個人事業者が商号等の名義により出願したときは、願書の記載事項及び提出書類の全体観察により、当該個人事業者の商号等であることが確認できる場合限り、その名義を当該個人事業者の氏名に補正することを認める。

この場合には手続補正書に誤記の理由を記載した書面を添付しなければならない（→ [21.52](#)）。

（説明）

個人事業者は、慣習上、商号等をもって取引を行うのが通例であるが、その場合の権利義務の主体は個人事業者であることから、当該商号等の名義により出願した場合にこれを個人事業者自身に補正することは、出願の主体の変更とはならないと解されるので本文のとおり取り扱う。

（改訂平成23・11）